

番号法施行に伴う条例一部改正及び新規条例制定についての意見募集に対して提出された意見等の概要及び意見に対する市の考え方

平成27年7月15日から平成27年8月3日までの間、番号法施行に伴う条例一部改正及び新規条例制定について意見募集（パブリックコメント）を行った結果、5人の方から6件の意見が提出されました。

そこで、これらの意見を適宜要約し、類似の意見を整理したうえで、意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、清瀬市パブリックコメント実施要綱第8条及び第9条の規定により次のとおり公表します。

意見の概要	市の考え方
<p>情報の漏えいが心配である。特定個人情報が漏えいしないように万全を期してほしい。</p>	<p>職員に対する研修等を通し特定個人情報の保護について周知の徹底を図ります。また、システム面においては、特定個人情報を扱う端末を直接インターネットにつなげないようにする等、情報漏えいの防止を図る対策を講じていきます。</p>
<p>番号制度導入のために費用がかかりすぎるのではないかと。</p>	<p>番号制度導入のためには、システム改修費等の費用がかかります。その費用については、できる限り低額に抑えるよう努めていきます。</p>
<p>番号制度導入によって国民一人一人がいつでもどこにいるかということが、国によって把握できる監視社会になるのではないかと懸念がある。</p>	<p>番号制度は、社会保障・税・災害対策に用いられる制度であるという趣旨からすると、国民一人一人の居場所等を国が細かく特定するのは困難なのではないかと考えております。今後も法令や制度の改正等、国の動向を注視していきます。</p>
<p>特定個人情報の悪用等に対して条例で罰則を強化してほしい。</p>	<p>番号法第67条以下では特定個人情報の取扱いにおいて法に違反した場合につき厳格な罰則を設けております。当該罰則規定は、清瀬市個人情報の保護に関する条例よりも厳格なものとなっており、番号法と同条例との関係上基本的には特定個人情報の悪用等には、番号法第67条以下の罰則規定が適用されることとなります。</p> <p>したがって特定個人情報の法令等違反については、既存の個人情報の保護に関する条例上の罰則よりも</p>

	<p>厳格なものが番号法においてすでに制定されており、その規定をもって対応するため、条例の中で新たに罰則を設けることや、罰則を強化するということはありません。</p>
<p>過失等で特定個人情報情報が漏えい等した場合の救済措置（罰則以外のもの）を設けてほしい。</p>	<p>特定個人情報情報が漏えいした場合の救済措置についてですが、情報が漏えいした場合の被害は、様々なところに派生するものと考えられることからどのような措置を講ずれば救済になるかが不明確であり、救済措置の規定を設けることは非常に困難であると考えられます。また、個人情報（特定個人情報を含む。）は、一度漏えいしてしまえば、その原状回復は困難であることからどのようにして漏えいさせないようにするかが重要であると考えます。</p> <p>清瀬市でも、特定個人情報を取り扱う事務について、特定個人情報の取扱いにつき適切な保護措置を講じているかを事前に検討する制度である「特定個人情報保護評価」を実施しております。「特定個人情報保護評価」は、一定の人数以上の特定個人情報の取扱いをする事務がある場合には、法令で当該事務につき、同評価の実施が義務付けられておりますが、清瀬市では、義務付けられているもの以外の事務でも、特定個人情報を取り扱っているものがあれば任意的に同評価を実施し、特定個人情報の漏えい防止に努めています。</p>
<p>希望する人には、個人番号を付番しない等、番号制度の適用外として取り扱うことはできないか。</p>	<p>個人番号は、住民票を有する全ての方に対して、1人1番号を指定するものなので、希望する人だけ個人番号を付番しない等の取扱いはできません。</p>